

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## An analysis of the negotiation on agriculture in Doha development agenda (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 千葉, 典, Chiba, Tsukasa メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1505">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1505</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## ドーハ開発アジェンダ農業交渉の展開（2） —交渉の中断から再開へ—

千葉 典

### 1. 問題の所在

2001年に開始された WTO の多角的貿易交渉「ドーハ開発アジェンダ」(DDA)<sup>1)</sup> は、2003年のカンクン閣僚会議において初期の合意形成に失敗したものの、2004年の枠組み合意を経て、当初の終結予定である2005年末に開かれた香港閣僚会議において交渉の継続と2006年の終結が宣言された<sup>2)</sup>。しかし、以後の交渉も引き続き難航を続け、2008年に実質的な凍結状態に陥り、その成果はまったく得られていないのが現状である。

本稿の課題は、香港閣僚会議以降の DDA における農業交渉の経緯を分析し、2007年前半までの到達点を確認するとともに、この時期における交渉上の対立がどこにあったかを析出することである。以上の作業をつうじて、次第に明確化してくる農業交渉の焦点が浮き彫りにされると同時に、事務レベルの交渉、閣僚レベルの交渉、および WTO 事務局、それぞれの担った役割が描き出され、2007年後半以降の農業交渉議長テキスト改訂作業につながっていく過程が明らかにされるはずである。

### 2. 交渉の中断へ（2006年1月～7月）

香港閣僚会議において合意された2006年4月末までのモダリティ設定に向けて、同年に入ってからほぼ毎月のペースで農業委員会特別会合が開催された。1月の会合では、輸出競争と国内支持に関して、次回会合以降、ファルコナー農業交渉議長が事前に詳細な質問項目を用意し、行われた議論をまとめることでモダリティ原案の形成を目指すこととなり、市場アクセスについては日本を含む食料輸入国を中心に構成される G10が提案を提出した<sup>3)</sup>。2月には全体会合で議長がテキスト・ベースの議論が必要と指摘し、3分野それぞれについて

1) 一般に「ドーハ・ラウンド」と呼ばれることが多いが、正式には Doha Development Agenda であり、本稿でもこの呼称に従う。

2) 農業交渉に関するこの間の経緯は、拙稿「ドーハ開発アジェンダ農業交渉の展開（1）—カンクンから香港まで—」『神戸外大論叢』第59巻第5号、2008年9月、9～30頁を参照。本稿は、その続編にあたる論考である。

3) 農林水産省「WTO農業委員会特別会合の結果概要」2006年2月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180123\_tokubetu.pdf 2012年9月17日確認)

議論用のペーパーを用意していきたいとの発言を行っている<sup>4)</sup>。

しかし3月の会合では、4月末までの議論の収斂が困難であることが、さまざまな面から明らかになってきた。とくに香港閣僚宣言のパラグラフ24をめぐっては、「農業の市場アクセスと非農産品市場アクセス（NAMA）の野心の水準が比較できるほど高いものになるべき」との規定を踏まえ、アルゼンチンがこの線に沿った提案を行ったのに対して、G10とACP諸国は農業とNAMAとの交渉の歴史等の違いを指摘し「交渉分野全体を見て評価すべき」と主張した。また、パキスタン、タイ、マレーシアの3カ国は、NAMAとの均衡を考慮して関税削減方式における上限関税の必要性に言及する一方で、上限関税設定に関する先進国の姿勢をインドが非難するなど、各国の姿勢のばらつきが露呈した。これらに対して、米国は詳細な検討が必要との見解を示すにとどまり、EUは発言をしなかった。

なおこの会合では、G33<sup>5)</sup>が途上国向け特別セーフガードについてすべての農産品を対象とする提案を行っており、インド、トルコ、韓国など多くの開発途上国が賛意を示したが、ウルグアイ、コスタリカ、米国、カナダ、タイ等は、市場アクセスを改善した品目等に対象を限定するよう主張し、ここでも対立は解消しなかった<sup>6)</sup>。4月の会合では、食料援助等、輸出国貿易、輸出補助金の削減スケジュール、国内農業政策などについての議論が行われたが、やはり各論点について目立った意見の収斂はみられなかった<sup>7)</sup>。

モダリティ設定期限とされた4月末日、ファルコナー議長は「農業交渉議長参照文書」を提出した。そのおもな内容は、下記のとおりである。

- ・国内農業政策のうち、貿易歪曲的でない「緑の政策」については、開発途上国の農業に合わせた修正に関して一定の方向性が得られるとともに、現行の基準を固定するとの提案に対して、おおむね前向きである。
- ・貿易歪曲性を持つが削減対象とならない「青の政策」については、さらに制約を加えることで意見がまとまりつつあり、農業生産額の5%から2.5%への上限引き下げについて、大部分の加盟国が受け入れつつある。
- ・食料援助は再輸出してはならない。緊急食料援助については規律の対象外

4) 農林水産省「WTO農業委員会特別会合の結果概要」2006年2月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180213\_tokubetu.pdf 2012年9月17日確認)

5) インドネシア、韓国、スリランカ等、特別品目の設定に関心の高い開発途上国グループ。2005年4月の閣僚会合には42カ国が参加した。

6) 農林水産省「WTO農業委員会特別会合の結果概要」2006年3月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180320\_tokubetu.pdf 2012年9月17日確認)

7) 農林水産省「WTO農業委員会特別会合の結果概要」2006年4月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180418\_tokubetu.pdf 2012年9月17日確認)

とし、非緊急事態の援助は商業的輸出に結びつけられないこと、開発目的に対処すること、当該地方・地域から調達することを条件とする。

- ・輸出国家貿易については、ガット第17条の定義で十分、それでは広すぎる、それでは狭すぎるという3つの立場が存在する。
- ・2013年までに、すべての形態の輸出補助金を撤廃するとともに、輸出国家貿易に関連する補助金、資金への特権的アクセスなどの政府融資、輸出国家貿易にかかわる損失補償も撤廃する。

他には、輸出信用について規律の対象となる形態、信用供与期間および支払い条件、貿易に関する独占権などについて言及されている<sup>8)</sup>。さらに、5月に入ってから途上国向け特別セーフガード（SSM）、途上国向け特別品目（SP）、重要品目、熱帯産品についての参照文書が追加された。このうちSSMに関しては、あらかじめ制約を加えるべきか否かについて対立する立場があること、重要品目では品目の数、関税削減率、関税割当拡大をめぐる意見の幅が大きいことが指摘されている。

上記の文書を受けて、5月22日には米国、EU、オーストラリア、日本、ブラジル、インドの6カ国（G6）とファルコナー議長が出席して高級事務レベル会合が開催されたが、交渉中の諸課題のうち構造や規律に関する問題に焦点を当て、その後「野心の水準」に直接かかわる問題を議論していくことで合意したにとどまり、合意内容のすりあわせ作業は行われなかったとみられる。翌23日には、14カ国とラミーWTO事務局長が出席してWTO非公式閣僚会合が開催されたが、7月末を目標とする政治的意思とさらなる努力を確認したにとどまり、具体的内容に欠ける結果となった<sup>9)</sup>。

一方、事務レベルの動きとしては、5月から6月にかけてテキスト作成に向けた集中的な作業（いわゆる6週間プロセス）が行われ、6月22日に農業とNAMAの2分野について、交渉議長テキストが提示された。農業分野に関するそのおもな内容は、第1表のとおりである。

2005年末の香港閣僚宣言における農業分野への言及と、2006年6月に提示された農業交渉議長テキストを比較すると、3分野すべてについて内容がいつそう具体化されていることがわかる。ただし、ほとんどの数値はブラケット（直角カッコ）に入った未確定の状態にとどまっており、かつ各国提案をそのまま反映していることから幅の広い数値が書き込まれ、空欄のままの項目も数多く

8) 農林水産省「農業交渉議長参照文書の概要」2006年4月。（[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_02\\_schedule/pdf/h1804\\_sansyo.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h1804_sansyo.pdf) 2012年9月17日確認）

9) 農林水産省「WTO非公式閣僚会合の結果概要」2006年5月。（[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_02\\_schedule/pdf/h180523\\_hikoushiki.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h180523_hikoushiki.pdf) 2012年9月17日確認）

WTO 農業交渉 香港閣僚宣言 (2005年12月) と農業モダリティ案 (2006年6月)

第 1 表

	国内支持	輸出競争	市場アクセス	その他
<p>香港閣僚宣言 05年12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貿易歪曲的国内支持の合計および総合AMS 3 階層に分け、高階層ほど大きく定率削減 最上位階層：支持水準が最も高い加盟国 中位階層：支持水準が2-3番目に高い国 最下位階層：その他の加盟国</li> <li>低い階層に属し相対的に総合AMSの高い先進国は、総合AMS削減の追加的努力を行う。</li> <li>貿易歪曲的国内支持全体の削減は、総合AMSの最終譲許水準、デミニミスの、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年までに、すべての形態の輸出補助金を並行的に撤廃。</li> <li>2013年までに、輸出補助金と同等の効果を持つすべての輸出措置に対する規律を確保。</li> <li>これらは、実質的部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で、漸進的かつ並行的に達成する。</li> <li>輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月30日までにモダリティの一部として完成。モダリティの完成を条件に、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日を確定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税削減については、4 階層を採用する。適当な境界値に関して、合意が必要。</li> <li>関連するすべての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要性を認識。</li> <li>特別品目 (SP) の指定・扱いと途上国向け SSM の要素に関する最近の動きに留意。</li> <li>途上国の S&amp;D</li> <li>タリフラインの適切な数を特別品目 (SP) として自ら指定する柔軟性、輸入数量および価格のトリガに基づき SSM を用いる権利を有する (正確なあり方は交渉事項)。</li> <li>SP、SSM は、モダリティ及び農業交渉の結果の、不可分の一部。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モダリティを、遅くとも2006年4月30日までに確立。</li> <li>包括的な譲許表案を、遅くとも2006年7月31日までに提出。</li> <li>交渉を2006年に最終する決意を新たに。</li> </ul>
<p>農業モダリティ案 06年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合AMS：階層方式に従い、次のように削減 250億ドル超：[70~83]%削減 150億ドル超~250億ドル：[60~70]%削減 150億ドル以下：[37~60]%削減</li> <li>品目別AMSの上限</li> <li>[1995~2000年][1999~2001年]の平均</li> <li>デミニミス</li> <li>[50%][80%] % [貿易歪曲的国内支持の全体的削減率の達成に必要なだけ]削減</li> <li>青の政策</li> <li>全体の上限</li> <li>基準期間の農業総生産の平均の[2.5%]を超えてはならない</li> <li>この上限は、[実施期間の初めから適用] [スケジューリング]に従って[ ]%まで削減 (以下省略)</li> <li>貿易歪曲的国内支持の全体的削減階層方式に従い、次のように削減 600億ドル超：[70~80]%削減 100億ドル超~600億ドル：[53~75]%削減 100億ドル以下：[31~70]%削減</li> <li>緑の政策</li> <li>「生産に関連しない収入支持」の一つの要件として、支払いの基準期間を fixed (固定) から unchanging (更新できない) に修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出補助金：先進国は、次のフオオミュラに従って、2013年までに輸出補助金を撤廃 i) 2008年に支出額を[ ]%削減し、数量を[ ]%削減 ii) 2009年に支出額を[ ]%削減し、数量を[ ]%削減 iii) 2010年に支出額を[ ]%削減し、数量を[ ]%削減 iv) 2011年に支出額を[ ]%削減し、数量を[ ]%削減 v) 2012年に支出額を[ ]%削減し、数量を[ ]%削減 vi) 2013年に支出額と数量をゼロに削減</li> <li>輸出信用：最長償還期間は180日[で例外なし]とし、繁殖家畜、農産物再生産財等は例外輸出融資支持プログラム又はその一部は自己資金調達でなければならない。(以下省略)</li> <li>農業輸出国家貿易 (定義は省略) (i) 先進国は[2013年]までに、農業輸出国家貿易に係る輸出補助金、政府融資、損失補填を[輸出補助金の撤廃と並行的に]撤廃 (ii) [独占権の使用が(i)の規律を迂回することがないよう確保]独占権の使用を[ ]年[2013年]までに禁止]</li> <li>国際食料援助 (項目のみ、詳細は省略) (1) 一般的規律 (2) 緊急食糧援助のためのセーフボックス (3) 非緊急事態における食料援助の規律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>階層方式：次のように関税を削減 関税率[0~20/30%]の階層：[20~65]%削減 関税率[20/30%~40/60%]の階層：[ ]%削減 [30~75]%削減 関税率[40/60%~60/90%]の階層：[ ]%削減 [35~85]%削減 関税率[60/90%以上]の階層：[42~90]%削減 [最上位階層にタリフラインの[ ]%超を有する国は[ ]%削減]</li> <li>[先進国の平均削減率は少なくとも[ ]%]</li> <li>[上限関税：削減後[75~100%]より高い関税は、その水準まで下げる]</li> <li>重要品目</li> <li>重要品目の数：[有税品目の][ ]~[15%]のタリフラインを重要品目に指定することができる重要品目の削減 (1) 削減率は階層方式適用の場合の少なくとも[20~70%]</li> <li>(2) [重要品目は上限関税の対象外]</li> <li>(3) [関税割当拡大：拡大のベースは[国内消費量] [関税割当枠][輸入量] (以下省略)]</li> <li>その他の事項</li> <li>関税割当運用：枠内税率は[撤廃][ ]%削減] 特別セーフガード：[廃止][改革プロセス中有効] [現在の対象品目を制限]</li> <li>S&amp;D：特別品目の数は[少なくともタリフラインの20%][5タリフラインまで]</li> </ul>	

出所：WTO 文書、農林水産省資料より筆者作成。

残されている。

分野ごとに詳しく検討すると、国内支持については、まず総合 AMS（国内助成合計量）および貿易歪曲的支持（「黄の政策」に対する支出を含む総合 AMS＋「青の政策」に対する支出＋デミニミス）<sup>10)</sup> の全体的削減について、3階層方式の境界線が確定された。しかし削減率については、例えば現行の総合 AMS が150億ドル以下の先進国については、削減幅の案が37%～60%と交渉の余地が大きく残されている。また、青の政策の上限値は未定であり、適用時期やデミニミスの削減率についても、複数案が併記されている。

輸出競争をめぐっては、2008年から輸出補助金の削減を開始し、2010年までに実質的部分を撤廃、2013年までに支出額・対象数量ともゼロとすることでまとまった。ただし、各年均等の削減とするか否か、各年の削減義務に対象数量を含めるか否かは確定していない。輸出信用については、最長償還期間を180日とし、自己資金調達によることを原則としているが、例外を設けるか否かについては両論併記とされている。また、第1表では一部を省略したが、農業輸出国家貿易、国際食料援助についても、例外の有無が未定だったり、複数案が併記されている部分が数多く残されていた。

市場アクセスにおいては関税削減の4階層方式が確定したが、とくに高関税率品目をめぐり、境界線と削減率の設定に大幅な差異がみられる。また、G10とEUの関心がとくに深い上限関税については、導入の可否自体が保留とされている。さらに、重要品目の選定基準を全品目とするか有税品目に限るかが未確定であり、品目数もきわめて制限的な1%とする案からもっとも緩い15%案まで幅が大きく、合意の方向性を読み取ることはできない。総じて今回のモダリティ案は、枠組みについて香港閣僚宣言を踏襲しながら、数値については主要国の提案を「丸飲み」して列挙した文書にとどまっており、事務局側の何らかの判断やリーダーシップを示すものとして作成された文書ではなかったと評価することができよう。

交渉議長テキストの提示を受けて、6月27日にはG6高級事務レベル会合、29日にはG6閣僚会合が開かれ、農業の市場アクセスと国内支持、NAMAの野心の水準とバランス等について議論が行われたが、「各国間の見解の隔たりは依然として大きいという状況」であった<sup>11)</sup>。翌30日には、閣僚級グリーンルーム会合、非公式貿易交渉委員会、G6閣僚会合等が相次いで開催されたが、交

10) 黄の政策：市場価格支持、不足払い等、もっとも貿易歪曲的とされる国内支持。青の政策：直接支払いのうち特定の要件を満たし、貿易歪曲が軽度とされる政策。デミニミス：農業生産額の5%以下の国内助成。青の政策とデミニミスについては、ウルグアイ・ラウンド農業合意で削減対象外とされた。

渉の突破口を見出すことはできず、7月1日の貿易交渉委員会（TNC）においてラミー WTO 事務局長から、交渉は危機的な状況にあり、農業と NAMA のモダリティ確立のため自らが調整役（ファシリテーター）となって主要国とのシャトル交渉を進めるなど、集中的で幅広い協議を議長交渉テキストに基づいて行うこと、ただし交渉の主役はあくまでも加盟国であり、プロセスにはボトムアップや透明性等が確保されることが示され、各国ともこれに合意した<sup>12)</sup>。

この間の経緯で注目すべきは、6月30日の非公式貿易交渉委員会における主要国の発言である。日本は、ラウンド全体における各交渉分野間、農業交渉における3分野間、輸出国と輸入国との間におけるバランスが重要として、従来の主張を繰り返しているが、EUは「農業の市場アクセスでG20提案にできるだけ近づくよう努力したい」として若干の妥協的姿勢を示す一方、「国内支持でもG20提案に近い内容が必要」として、米国を牽制している。これに対して米国は、特に重要品目、SP、SSMの「3つのS」が大きな抜け穴となっていることを指摘し、市場アクセスを最重視する姿勢を崩していない。途上国からはブラジルが「市場アクセスでG20提案に近づくとの発言があり、いくつかの進展はある」として、EUの発言を肯定的に評価している<sup>13)</sup>。これらの発言からは、基本的に各国が従来の姿勢を堅持しつつも、農業の市場アクセスに関しては米国提案とEU提案の中間を取るG20提案が、意見の収斂のプラットフォームとして機能しつつあったことを読み取ることができよう。

事態を打開するため、7月17日にはジュネーブのWTO本部でG6閣僚会合が開催され、直前に行われたサンクト・ペテルブルクサミットで表明された1カ月以内のモダリティ設定に向けて、7月下旬に再度G6閣僚会合を開催し、集中的に議論を行うこととなった<sup>14)</sup>。しかし、24日から25日にかけて行われたG6閣僚会合では、農業の市場アクセスと国内支持、NAMAの野心の水準とそのバランス、重要品目、途上国向け特別品目（SP）、途上国向け特別セーフガード（SSM）等の問題についての議論が膠着状態を打開できず、ラミーWTO事務局長から交渉中断の提案があり、各国ともこれに合意した。その直後に開催された非公式貿易交渉委員会では、冒頭でラミー事務局長から以下の

11) 農林水産省「G6閣僚会合等の結果概要」日付不明。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180627\_g6.pdf 2012年9月19日確認)

12) 農林水産省「貿易交渉委員会等の結果概要」日付不明。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180701\_boueki.pdf 2012年9月19日確認)

13) 農林水産省「閣僚級グリーンルーム会合、非公式貿易交渉委員会、G6閣僚会合の結果概要」2006年7月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180630\_gaiyou.pdf 2012年9月19日確認)

14) 農林水産省「G6閣僚会合の結果概要」2006年7月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180717\_g6.pdf 2012年9月21日確認)

発言があった。

- ① 2日間にわたる G6 閣僚会合において、長時間、詳細な議論を行ったが、各国の立場の隔たりはあまりにも大きく、その溝を埋めることはできなかった。
- ② 交渉の状況は極めて深刻であり、本年末までに終結させることは困難。
- ③ すべての分野について交渉を中断し、すべての交渉グループのアジェンダ、作業の期限を停止して、各国が真剣に熟慮、再考する時間を設ける。

これに対して各国は、交渉中断に失望感を表明しつつも、意義を唱えることはなかった。各国の発言をみると、EU は市場アクセスでさらなる柔軟性を示す用意があったとしつつ、国内支持で「全く譲歩しなかった」米国を名指して非難している。またインドは、先進国の補助金と不透明な関税が途上国の食料安全保障を脅かしているとして途上国の立場を代弁しつつ、「一つの国が国内支持の実質的削減をせず、途上国の市場開放を要求しているが、これでは公平な結果をもたらさない」として、暗に米国を批判した。対する米国は、「交渉のすべての分野について意味のある進展があった」と交渉に肯定的な評価を加え、国内支持について追加的な柔軟性を示す用意があることを匂わせつつ、「他の国が関税削減の様々な「抜け穴」を考えており、これでは駄目」と市場アクセス重視の姿勢を改めて強調した。ブラジルも、「数字のギャップはあるものの…合意の直前まで来ていたが、政治的決断がなかった」と交渉過程に一定の評価を加える一方で「農業の国内支持の分野でもう少し前進があれば、他の分野においても前進があったであろう」と述べ、米国に対してさらなる譲歩を暗に迫っている<sup>15)</sup>。これらの発言からは、農業分野において①米国の国内支持のさらなる削減、②市場アクセスにおける EU、G10等の関税削減ルールの明確化、③先進国と開発途上国との「公平性」の確保、以上3つの問題が浮かび上がってくる。すなわち、これらのハードルをすべて越えて合意形成ができなければ、DDA 農業交渉の展望が開ける見込みはなかったことがわかる。

### 3. 交渉の中断から再開へ（2006年9月～2007年4月）

9月に入ると9日～10日にかけて、米国、EU、日本、ラミー WTO 事務局長も一部参加する形で、G20閣僚会合が開催された。9日はG20諸国に加えて招待された途上国全体の会議が行われ、途上国は交渉を即時に再開する用意があること、DDA の中心は農業であり、途上国に対する特別かつ異なる取扱い(S&D)が重要であること、これまでの合意事項を踏まえ先進国が提案を大き

15) 農林水産省「G6 閣僚会合等の結果概要」2006年7月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180723\_g6.pdf 2012年9月21日確認)

く改善する必要があること、等のステートメントが公表された。翌20日は、G20などの途上国と先進各国との会議が順次開催され、ブラジル等は日本の姿勢を一定程度評価する一方で、上限関税や関税割当の拡大、青の政策の上限等について、G10の姿勢をさらに前進させられないか等の発言があったとされる。また、閣僚昼食会ではラミー事務局長がスピーチを行い、「交渉再開のためには、政治的意思とともに、技術的作業が熟していることが必要であり、特に、特別品目（SP）についての技術的作業が必要」と指摘している<sup>16)</sup>。

9月21日には、ケアンズ・グループ<sup>17)</sup>の結成20周年を記念する閣僚会合において、日本とEUも参加したセッションが開催された。席上、日本の中川農林水産大臣（当時）は、カナダ、フィリピン、ニュージーランド、ブラジル各国代表からの発言を受けて「今頂いたコメントは結局、ポケットからどのくらい、いつ出すのかという問題に集約される」と述べていることから、ケアンズ・グループの諸国から、市場アクセスに関するさらなる譲歩を要求されたことが推察できる<sup>18)</sup>。

上記のように、個々のグループ内部やグループ間で若干の動きはあったものの、9月以降11月初頭まで、多国間レベルの目立った動きは見られなかった。しかし11月に入ると、9日と10日にはファルコナー農業交渉議長主催の非公式大使会合および全体会合が開催され、非公式の全体会合を週に1回程度のペースで開くことが提案され、各国の支持を受けている<sup>19)</sup>。

その後、16日の非公式貿易交渉委員会では、ラミー事務局長が来春までに進展がなければ2007年末までに交渉をまとめることは困難、ただし閣僚レベルの関与はまだ早いとして、「各交渉議長は各交渉分野においてそれぞれの事情に応じた適切な方法での接触や協議を進めていくべき」と述べた。翌週からは、農業分野についてファルコナー議長主催の少数国会合が毎週のように開催され、11月29日には市場アクセスと国内支持とのバランス、貿易歪曲的国内支持の全体的削減の水準と「新たな青の政策」についての追加的規律との関係、品目別AMS上限を設定するための基準期間などについて議論された。12月6日の議題は、関税の平均削減率、最高位階層の削減率、重要品目、上限関税などであつ

16) 農林水産省「G20閣僚会合等の結果概要」2006年9月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h180909\_g20.pdf 2012年9月22日確認)

17) オーストラリア、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、タイ等の食料輸出国グループ。

18) 農林水産省「ケアンズ・グループ閣僚会合：日本・EUとのセッション概要」日付不明。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_04\_mini/pdf/h180921\_cairns.pdf 2012年9月22日確認)

19) 農林水産省「WTO交渉をめぐる最近の動き」2006年11月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_05\_siry/pdf/h1811\_meguru01.pdf 2012年9月22日確認)

たが、ファルコナー議長からは「G10提案の関税削減率を採用することは大変厳しい」との意見が表明され、日本からはG20提案は基準にできないとの反論が加えられた。また、12月12日には、最高位階層の削減、重要品目、関税割当拡大のベース（輸入量か消費量か）などについて議論された。この間、12月11日には非公式全体会合が開催され、加盟国に対して少数国非公式会合における議論の状況が説明されている<sup>20)</sup>。

年が明けて2007年に入ると、事態はさらなる動きを見せ始める。内容の詳細は不明であるが、1月には米国、EU、ブラジルなどが事務レベルに加えて閣僚レベルで二国間会合を行っている。とくに米国とEUとの間では、事務レベルでの二国間会合が積み重ねられていると伝えられ、米国のシュワブ USTR 代表がラミー WTO 事務局長と会談する動きもみられた<sup>21)</sup>。さらに、同月末のダボス会議に合わせて開催された非公式閣僚会合において、「二国間、少数国間の議論と並行して多国間のプロセスを行うべきことに合意」し、本格的交渉が再開されることとなった。その後の二国間会合の積み重ねを経て、3月9日にはWTO農業委員会非公式特別会合が開催された。席上、ファルコナー議長は「現在は主要国のバイ協定を継続することが必要」と指摘すると同時に、多国間での議論を促進するため「昨年6月の議長参照ペーパーの改訂版を「4月のいずれかのタイミング」で作成する意向」を表明した<sup>22)</sup>。

4月12日から16日まで、ラホール（パキスタン）とニューデリーを舞台として、7カ月ぶりのG6閣僚会合と関連二国間会合が開かれた。閣僚会合コミュニケでは、G6としての作業をより集中的に行い、G6としての収斂を得て2007年末までの交渉終結につなげていくこと、多国間の交渉プロセスと並行する形でG6の作業を進めて行くことが確認された<sup>23)</sup>。こうして再度軌道に乗ったDDA農業交渉は、月末に新たな局面を迎えることになる。

#### 4. 農業交渉議長ペーパーの発出

4月30日、ファルコナー農業交渉議長は3月の会合で予告していたペーパーを発出した。議長ペーパーはいくつかの論点で「議論の重力の中心」、すなわ

20) 農林水産省「最近のWTO交渉における議論」2006年12月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_05\_siryu/pdf/h1812\_giron.pdf 2012年9月22日確認)

21) 農林水産省「WTO農業交渉をめぐる経緯と最近の動き」2007年1月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_05\_siryu/pdf/h1901\_keii.pdf 2012年9月22日確認)

22) 農林水産省「WTO農業交渉をめぐる最近の二国間会合等の状況」2007年3月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_05\_siryu/pdf/h1903\_zyokyo.pdf 2012年9月22日確認)

23) 農林水産省「G6閣僚会合等の結果概要」2007年4月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h190412\_g6.pdf 2012年9月22日確認)

ち議長判断による実質的または暗黙の着地点を提示しており、その内容について各国は「単に賛成、反対を述べるだけでなく、それが実際にうまく機能しないことを明確な理由で示すべき」ものとされている<sup>24)</sup>。取り扱われているおもな分野は、国内支持、綿花、輸出競争、国境措置であるが、本節では、最初にこれらのうちいわゆる農業3分野の内容を逐次検討していく。

国内支持に関しては、まず貿易歪曲的措置の全体的削減にあたって、国別の削減見込みが具体的数値で指摘されている。米国については「190億ドルより低く、非常に低い100億ドル台より高い水準」を「重力の水準」として指摘し、EUは「最終的に75～80%程度の削減」としている。日本については、交渉全体の十分なバランスを前提として、EUと米国の削減水準に応じた削減が受入れ可能と分析されている。農業交渉における最大の障害のひとつが米国の国内支持削減問題であったが、ペーパーでは米国に対する配慮からか、同国について十分に幅の広い削減可能性が示されており、この点は後に他の交渉参加国の批判を浴びることになる。

「黄の政策」に対する支出を含む総合AMSの削減率は、もっとも低い第1階層が37～60%、日本と米国を含む第2階層が60%、EUが対象の第3階層が70%とされ、日本の削減は第3階層と非常に近いと付言されている。第1階層の数値は2006年6月のモダリティ案と変わっていないが、第2・第3階層についてはモダリティ案の下限であり、米国、EU、日本に配慮した設定となっている。品目別AMSの上限の基準期間については、1995年～2000年平均を基本とすることが明示された。ただし、1999年～2001年平均を主張していた米国の問題についての対応も、検討対象とされている。

ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意で削減対象外とされた「青の政策」に対する支出については、全体の上限を農業総生産の平均の5%から2.5%へ削減することとされたが、その時期を基準期間の期初とするのか期末とするのかの決定が必要なこと、「青の政策」の要件が変わりうるため、品目別上限については「新たな青の政策」の実績値がない等の技術的問題が存在すること、品目別の集中排除についてもさらなる検討が必要なことが指摘されている。

輸出競争に関しては、2013年末までに全廃することで合意されていた輸出補助金の削減方法について、まず50%を2年間で、残りの50%を3年間で、それぞれ削減するというスケジュールが示された。食料援助は、緊急援助とその他の援助に分けて必要な規律を提示することとされ、輸出国家貿易をめぐることは、

24) 農林水産省「ファルコナー農業交渉議長ペーパー（概要）」2007年5月。（[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_02\\_schedule/pdf/h190430\\_text.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h190430_text.pdf) 2012年9月23日確認）

以下、議長ペーパーの内容に関する記述も、同上資料による。

先進国の輸出独占を禁止とすることが明示された。このうち後者は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等の輸出国家貿易組織を有する諸国にとって、非常に厳しい内容と考えられる。

市場アクセスに関しては、まず4階層方式の関税削減で、「各階層の削減率は、EU提案以下の水準での合意は想定されず、重力の中心は米国とEUの間」に設定され、「平均削減率は50%以上」とされた。EU提案では、もっとも削減率の高い第4階層の削減率が60%とされていることから、これを柔軟性のある削減の場合で50%±10%、柔軟性のない場合は45%でよいと低めに提案していたG10にとっては、きわめて厳しい水準が設定されたことになる。

階層方式による削減の例外扱いとなる重要品目の数についても、原則的に「重力の中心はタリフライン数の1%超5%以下」に設定され、8%を主張していたEUや、柔軟性のない削減の場合15%と提案したG10にとっては、受入れ困難と思われる数値が提示された。ただし後述するように、最上位階層に多くのタリフラインを有する場合は、特例が検討されている。なお、関税削減率は一般品目の3分の1から3分の2までの間が「重力の中心」とされた。すなわち、仮に一般品目の関税削減率が60%となった国の場合、重要品目の削減率は20%～40%の範囲のどこかで許容されることになる。

関税割当拡大については、やや複雑な内容となっており、以下の5つの状況が想定されている。ただし、数字はすべて仮定のものである。

- ① 重要品目に認められる最小の関税削減では実際には輸入が生じない場合  
消費量のx%の関税割当を拡大する。（これを「標準」拡大幅とする。）
- ② 最恵国待遇枠外関税での輸入がすでに消費量のy%以上ある場合  
関税割当拡大幅を「標準」拡大幅の3分の2に縮減する。
- ③ 輸入が非常に小さく、消費量のz%に満たない場合  
z%までの拡大か「標準」拡大幅のいずれか大きい方を受入れる。
- ④ 関税割当の下での輸入が消費量のy%以上ある場合  
関税割当拡大幅は「標準」拡大幅の4分の3に縮減する。
- ⑤ 総タリフラインの25%～30%が最上位階層に属する場合  
重要品目の数が通常より3分の1多く認められるが、「標準」拡大幅より3分の1大きな関税割当拡大が必要とされる。

上記の各ケースをまとめると、①は関税削減効果がない場合に関税割当の拡大で対応するということであり、この数値が全体の基準となる。②と④は現行の輸入量が十分多い場合に関税割当拡大幅を縮減するものである。③はUR農業合意におけるミニマムアクセスに関税割当幅拡大を組み合わせる案であり、現行制度による輸入国の義務を維持・拡大する措置と考えられる。⑤が上述の

特例であり、重要品目数を拡大する交換条件として、関税割当幅の拡大を求める案となっている。認められる重要品目数の水準が5%に設定されたとすれば、⑤の措置を受ければ重要品目数は約6.7%まで拡大可能となる。仮に前者が6%まで引き上げられれば、後者は8%となり、EUにとっては十分受入れ可能な水準に達するのである。

上限関税の問題に関しては、「付け加えることは何もない」とされた。この点を捉えて日本は「我が国にとって不利益となる記述がなかった」と肯定的に評価しているが、農林水産省による分析のとおり「前回のモダリティ案での議論に追加する内容は見出せないことを意味している」<sup>25)</sup> にすぎないのであり、選択肢として上限関税設定の可能性が残されている状況には変わりがない。また議長ペーパーは、UR 農業合意で認められた特別セーフガードが維持されるためには「対象品目の大幅な削減が必要」と指摘している。

最後に、途上国の関心が高い特別品目（SP）について、先進国も対象となる重要品目の数が1%～5%という前提の下、その範囲を5%～8%と数値で示し、選択基準は各国が検証可能なデータに基づくべきとしている。また「削減なしという選択肢は認めない」と明言し、削減率の柔軟性を最低で10%～20%、最大で先進国の3分の2と、数値で示している。ただし同時に、「途上国のSP、SSM等があまりに複雑な議論となり、議論が動かなくなってしまうなら、より過激な考え方、すなわち階層方式や先進国の2/3やSP、SSMをすべてやめて、途上国については平均削減率及び最低削減率のみとするということもあり得る」と、それまでの議論を放棄するかのような記述もみられる。このことは、途上国のS&Dについてきわめて合意が難しいと当該時点で事務局側が考えていたことのひとつの表出であり、事後的な解釈ではあるが、その後の交渉の展開を予見させる事象だったと考えることができよう。

4月末に発出された上記のペーパーに続き、ファルコナー農業交渉議長は5月25日に第2弾のペーパーを公開文書として発出した。これは、前回のペーパーに含まれなかった論点を整理し、いくつかの論点について「議論の重心」を示したものである<sup>26)</sup>。

議長ペーパー第2弾の内容は、おもに途上国の関心事項が中心となっているが、それ以外の項目もいくつか含まれている。国内支持の分野では、貿易歪曲

25) 農林水産省「ファルコナー農業交渉議長ペーパーに関する現時点の評価」2007年5月。  
([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_01\\_modality/pdf/fal\\_200704\\_hyuka.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_01_modality/pdf/fal_200704_hyuka.pdf) 2011年9月23日確認)

26) 農林水産省「ファルコナー農業交渉議長ペーパー（第2弾）〈概要〉」2007年6月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h190526\_text.pdf 2012年9月23日確認)  
以下、議長ペーパー第2弾の内容に関する記述も、同上資料による。

的でない」とされる「緑の政策」について、直接支払いの「一定の固定された」基準期間とすることでほぼ合意が形成されたことを確認し、途上国の要望に対応した細部の修正はあり得るが、大幅な修正よりはむしろモニタリングを強化すべきことが指摘されている。また、UR 妥結後の新規加盟国に対する特例として、デミニミスの削減率と国境措置のうち各階層の関税削減率を、それぞれ通常より 5% 緩和することが提示され、途上国については SP および SSM におけるより大きな柔軟性も検討課題とされている。十分な議論が進んでいない課題としては、タリフ・エスカレーション（加工品の高関税率）是正問題や関税簡素化（非従価税の従価税化）を取り上げ、現状維持プラスアルファの消極的前進を示唆している。なお、枠内税率、関税割当の運用、モニタリング及び監視、分野別アプローチ、差別的輸出税、地理的表示、輸出禁止・規制に関しては「付け加えることは何もない」として、特段の言及はされていない。

途上国関連項目に目を移すと、まず最大の関心事項である途上国向け特別セーフガード（SSM）に関しては、輸入量と価格の二つのトリガー（発動要件）を設けるという香港閣僚会議での合意事項を確認した上で、先進国も対象となる特別セーフガード（SSG）よりも大きな柔軟性を SSM に付与すべきとする一方、「途上国の真の必要性に応じて限定的に発動されるべき」と一定の制限を加えることも忘れていない。ただし、新たな提案に類する内容は含まれておらず、この問題に関する前進がほとんどなかったことがうかがえる。熱帯産品については、UR における例示リストを中核とし、より広い品目をカバーするリストを作成した上で、輸入国の拒否権を一定程度認めつつも、UR の際よりも 3 分の 1 から 2 分の 1 程度は対象を拡大すること、低関税品目は関税を撤廃し、その他の品目についても最高階層の関税削減率を適用することを求めている。

また、後発開発途上国（LDC）にはいかなる削減約束も適用されないことを再確認し、実施期間の開始時に少なくとも 97% の LDC 産農産物に無税・無枠での輸入を認めるとともに、実施期間の終了時まで全農産物への拡大を目標とするとしている。その他、小規模経済国に対する特別品目（SP）設定でのより大きな柔軟性の付与、綿花の市場アクセスに関する無税・無枠輸入の対象拡大、特惠関税の拡大について、限定的な提案や問題の指摘がみられるが、一次産品については「モダリティの主要論点が明確になった後に対処」として、いわば先送りの姿勢を示している。

以上、2007年 4 月から 5 月に発出されたファルコナー農業交渉議長ペーパーを分析してきた。その特徴としては、第 1 に国内支持において幅の広い数値を提示し、米国を交渉のテーブルに引きとめたこと、第 2 に市場アクセスについ

ては EU や G10 にとって、輸出国家貿易についてはケアンズ・グループ主要国にとって、それぞれかなり厳しい削減目標を提示したこと、第 3 に開発途上国に対する配慮を十分に示しつつも、合意内容の方向性については新たな提案を示せなかったこと、以上 3 点を指摘することができよう。

## 5. 議長ペーパーに対する反応（2007年5月～6月）

最初のファルコナー議長ペーパーが発出されてから一週間後の5月7日、ジュネーブにおいて農業非公式特別会合が開催された。各国からは、多国間での交渉プロセスを歓迎する旨が表明されたが、具体的な内容については、議長ペーパーに対して各国の従来からの立場から反論が集中した。先進国からは、EU や G10 が、関税削減率や重要品目の数など市場アクセスの「重力の中心」のとらえ方が不適切であり、市場アクセスと国内支持のバランスが取れていないとの批判を加えた。米国は、国内支持分野で自国にとっての問題点と考えられる論点を指摘する一方、市場アクセスこそ交渉の鍵として「野心の水準」を高くとることを主張した。またオーストラリアは、輸出国家貿易の禁止に対して強い反発を示した。これに対して途上国は、先進国の市場アクセス改善や国内支持削減が不十分であるのに対して、途上国の市場アクセス、なかでも関税削減フォーミュラの境界設定や特別品目（SP）の数の上限について、途上国自身の立場が反映されていないとの不満を表明した。

これらの意見を受けたファルコナー議長は、議論のとりまとめにおいて「全ての加盟国に否定されたということは均等に加盟国にとって痛いところを突いたことになる」と発言した。個別の問題に関しては、国内支持について各国から不明確との指摘が多かったことを認め、米国の全体削減の幅は非常に低い100億ドル台から180億ドルとペーパーの内容を確認しつつ、中間は150億ドルであるとの踏み込んだ発言を行った。また市場アクセスについては、輸出国・輸入国双方からバランスを逸しているとの指摘があったことを踏まえ、「平均関税削減率50%というのは外れていない」と述べ、総じてペーパーで示された「重力の中心」を維持する姿勢を示した<sup>27)</sup>。

翌週の5月16日から19日にかけて、パリとブリュッセルにおいて G6 閣僚会合、WTO 少数国非公式閣僚会合、G10 閣僚会合が、各種の二国間会談を挟みながら相次いで行われた。このうち WTO 少数国非公式会合では、冒頭にラミー事務局長から交渉の現状評価と交渉の進め方について説明があり、年内合意を目指して少数国会合と多国間会合を並行して進める方針が示された。また各国

27) 農林水産省「WTO 農業非公式特別会合の結果概要」2007年5月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h190507\_tokubeu\_hikousiki.pdf 2012年9月24日確認)

からは、ジュネーブの WTO 本部における多国間の作業の重要性、G 6 以外の加盟国の関心事項が取り残されないようにすることの必要性、作業の加速化の必要性について言及があり、一括受諾の原則が確認されるとともに、農業分野のみならず、NAMA、サービス、ルールの各分野での進展が必要と指摘された。ただし議長ペーパーについては、多国間交渉を促進するとして評価する意見が出された一方で、バランスがとれていない等の批判もみられた<sup>28)</sup>。

5月下旬には、2回にわたって発出されたファルコナー農業交渉議長ペーパーをめぐって、ジュネーブにおいて集中的な議論が行われた。5月22日、23日の少数国会合では輸出競争が議題となり、輸出補助金をめぐり2013年の撤廃に向けての削減方法、食料援助のうち緊急援助の規律が議論されたが、各国は従来の立場を維持したにとどまった。他方、輸出国家貿易については、米国、EU、日本とも輸出国家貿易における独占権の廃止等を主張したのに対し、これにオーストラリア、ニュージーランド、カナダが反発を示し、双方に歩み寄りの姿勢はみられなかった。

24日と25日は国内支持に関して議論が行われ、米国の貿易歪曲的支持全体の削減について、各国とも150億ドル以下とすることを主張したのに対し、米国は過去の水準の平均として170億ドルの数字に言及したものの、市場アクセスとのバランスが重要として、具体的な削減水準は示さなかった。品目別 AMS の上限の基準期間についても、米国以外の各国は1995年～2000年を原則とすることを求め、米国の主張のみが他の各国と対立する構図であったが、米国の懸念に対処するためのオプションは検討可能として、例外的措置の可能性を残している。また「青の政策」について、米国以外の各国は品目ごとの規律が重要と主張したのに対して、米国は柔軟性が必要との立場を崩さず、ここでも米国の主張が孤立する情勢にあった。国内支持分野については、米国の妥協をどこまで引き出せるかが、合意形成の必要条件であったと言えよう。

週末をはさんで、29日および30日の午前中は、市場アクセスが議題となった。関税率削減をめぐっては、最高階層の削減率について極端に大幅な削減を主張する米国の提案が「重力の中心」に含まれていることから、議長ペーパーは「バランスを欠いている」と G10 各国が反発を示した。これに対してファルコナー議長は「米国の提案に着地するとは考えていない」と発言したが、やはりペーパーを修正する意思は示していない。上限関税については、ブラジルが不可欠な要素と主張したのに対して G10 が反対、議長は「各国とも立場の繰り返して新しいことはない」と発言し、対立関係に妥協の兆しがみられることはな

28) 農林水産省「G 6 閣僚会合等の結果概要」2007年5月。(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\_02\_schedule/pdf/h190516\_g6hoka.pdf 2012年9月24日確認)

かった。G10は重要品目の数についても、議長ペーパーにはG10提案が含まれていない一方で極端に低い1%という数値が含まれているため強く反対したが、EUは「他の事項で満足のいく内容が得られれば、8%よりさらに低い数字を検討する用意がある」と発言し、やや姿勢を軟化させたことが注目される。その他、途上国の関心事項をめぐっては、特別品目（SP）の取扱いについての数の議論を先行させることを主張していた米国が、指標や取扱いの議論に応じる姿勢を示すなど、若干の前進があったと考えられる<sup>29)</sup>。

2007年末がさしあたりの交渉妥結目標とされ、また米国連邦政府の貿易促進権限（TPA）<sup>30)</sup>の期限が6月いっぱいまで失効することから、6月末がモダリティ設定のひとつのめやすであった。このため、事務レベル交渉と並行して閣僚レベルの交渉も精力的に進められ、6月21日には米国・EU・ブラジル・インドによるG4閣僚会合がポツダムで開催された。しかし、農業やNAMA等に関する論点をめぐって意見の収斂に至らず、合意形成のないまま終了した。

会合決裂後の記者会見やステートメントを概観すると、農業分野では米国の国内支持上限額が焦点となっていたことがうかがえる。ブラジルのアモリン外相は、「最大の差異は農業におけるものである。国内支持の数字について大きなギャップがあった。規律、上限についても然り。市場アクセスについても大きなギャップが主要論点についてあった。米、EUはゴールポストを変えてしまった」と述べている。また、インドのナート商工大臣は、より具体的に「米国は国内補助金として170億ドルをオファーしたが、これでは先進国・途上国間の不均等は是正されない」と、米国の姿勢を直接的に非難した。

他方、米国とEUの評価は、農業分野についてはむしろ前向きであった。マンデルソン欧州委員会貿易担当委員は「農業の市場アクセスと補助金、輸出競争と輸出補助金を含む幾つかの課題について我々は進展を見た」と評価する一方、「鉱工業品において農業と比較しうる着地範囲があるか否か、我々の議論からは全く明らかにはならなかった」として、「NAMAに関する議論において、新興経済国の意味のある関税削減を我々が得られないことが明らかになった」とステートメントで述べた。また米国のジョハンズ農務長官も、農業については数ヶ月にわたってG4が高級事務レベル会合を重ねてきた結果「すべての分野において実質的な進展があった」と評価する一方で、「NAMAについて言え

29) 農林水産省「21日及び28日の週のファルコナー農業交渉議長によるプロセス」2007年6月。  
([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_02\\_schedule/pdf/h1905122\\_gaiyou.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_02_schedule/pdf/h1905122_gaiyou.pdf) 2012年9月24日確認)

30) Trade Promotion Authority：大統領が合意した通商協定について、修正を認めず可決か否決かのみを連邦議会に諮ることを、時限つきで可能にする権限。

ば、伯、印はゴールポストを動かしたような気がする」と、ブラジルのアモリン外相と同じ表現を用いて、NAMA に関する途上国側の姿勢を批判した。

以上から読み取れるのは、農業における最大の課題が米国の国内支持であり、ここで妥協が成立すれば G10 を除く主要国間で交渉終結の可能性が開けること、NAMA においては市場開放を求める先進国側と不均等是正を重視する途上国側との溝が深く、合意の見通しが立たないこと、以上の 2 点である。言葉を変えれば、G 4 の間では農業分野について合意の八合目付近まで到達していた、ということもできよう。

G 4 閣僚会合の決裂を受け、22日にジュネーブで開催された WTO 非公式貿易交渉委員会で、ラミー事務局長は以下の考えを表明した。

① 今後、数週間うちに、農業及び NAMA 交渉議長が提示するモダリティ案を基に、議長が中心となって多国間の協議を進める必要がある。

② 閣僚の関与はジュネーブでの議論を踏まえてから見極める必要がある。これらは、WTO 事務局が閣僚レベルの直接交渉と合意形成には時期尚早と判断し、ジュネーブにおける多国間交渉を積極的に推進する意向を表明した発言と考えることができよう。なお、23日に予定されていた G 6 閣僚会合は、開催が見送られることとなった。<sup>31)</sup>

## 6. 小括

2005年末の WTO 香港閣僚会議において翌年 4 月までのモダリティ設定が合意され、2006年 1 月から 4 月にかけて精力的な交渉が行われたが、議論の収斂は困難であった。ファルコナー農業交渉議長は、4 月末に発出した参照文書において論点整理を行い、6 月下旬の農業交渉議長テキストの提示へと導いた。その内容は、香港閣僚会議の合意に比べてかなりの程度具体化されていたものの、各国提案を統合して列挙した文書にとどまっていた。G20による提案がプラットフォームとして機能し始めるのはこの時期であるが、閣僚レベルによる解決の模索は失敗に終わり、交渉は 7 月にいったん中断された。

その後、11月に非公式会合という形で事務レベルの議論が、2007年には閣僚レベルの議論が再開され、DDA 農業交渉は再度軌道に乗った。4 月末と 5 月下旬に発出された農業交渉議長ペーパーでは、「重力の中心」という表現によって、議長判断による実質的または暗黙の着地点が提示されていた。その特徴は、米国の主張に対してある程度の柔軟性を保持しつつ、先進食料輸出国や先進食

31) 農林水産省「G4閣僚会合の状況等について（ポツダムにおける G4閣僚会合の決裂）」2007年 6 月。（[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w\\_04\\_mini/pdf/h1906\\_g4.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kousyo/wto/w_04_mini/pdf/h1906_g4.pdf) 2012年 9 月 24 日確認）

料輸入国には相当程度厳しい削減目標を提示したこと、開発途上国の S&D については合意の方向性を示せなかったことであった。

2007年5月から6月にかけては、議長ペーパーをめぐって交渉が展開された。各国の主張の基本線は依然として変わらず、農業分野の焦点であった米国の国内支持、EUとG10の市場アクセス、ケアンズ・グループ主要国の輸出国家貿易をめぐって、対立が続いていた。しかし同時にこの過程で、EUは国内支持や関税の削減に柔軟な姿勢を示しつつあり、6月のG4閣僚会合では農業分野について、G4諸国の間に限ればかなりの歩み寄りが生じる可能性があった。しかしNAMAをめぐる途上国と先進国の対立が主因となって会合は決裂し、交渉の主舞台は再び事務レベルの協議に委ねられることとなった。

上記の過程の分析から、交渉内容に関して、①香港閣僚会議では形式的にとどまっていた農業分野の合意が、モダリティの方向性を示す形でこの時期に具体化していったこと、②G10やケアンズ・グループ主要国等の個別的利害を除外すれば、G20提案をプラットフォームとし議長ペーパーにおける「重力の中心」として示されたラインで、農業交渉における合意形成の可能性がある程度みえてきたこと、③しかし、農業における開発途上国の S&D や、NAMA をめぐり先進国と途上国の対立は依然として激しく、議論が収斂する見通しは立っていなかったこと、以上3点が明らかになったと考える。また交渉過程については、①二国間・多国間の事務レベル交渉がこの時期の中心であったこと、②事務局が強いリーダーシップを発揮することはなかったが、議論の節目において論点整理の役割を的確に果たしたこと、③交渉期限を勘案して、重要な時期に閣僚レベルでの前進が試みられたが、議論の収斂の度合いが未熟なことから失敗に終わったことを読み取ることができる。

事務レベルへ投げ返された交渉は、以後2007年7月の農業交渉議長・NAMA交渉議長によるテキストの提示を契機として、2008年の3回にわたるテキスト改訂作業へと発展していく。その過程を検討してテキストの内容を分析するには、本稿を超える紙幅が必要とされるであろう。別稿に譲ることとしたい。